

子育てのための施設等利用給付認定申請書
(新2・3号申請書) 【新2号・新3号(保育利用)用】

No. 歳児クラス 2年度
令和 年 月 日

柏市長 あて

※太枠内にボールペン(消えるペンは不可)で記入してください。

保護者代表者氏名 柏 太郎

※世帯の生計を主に支える方を記載してください。

保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の預かり保育事業、認可外保育施設、一
り事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業における「預かり」)に係る給
付をするため、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、裏面の【認定申請について】に同意の上、次
り、子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

今回初めて保育の必要性の認定を受
けるかたは、空欄となります。

認定申請子ども	フリガナ 氏名 (フリガナ) カシワ イチロウ 柏 一郎	生年月日 平成27年 4月 2日	性別 男	保護者代表者氏名 氏名 子(その他)
保護者代表者 住所・連絡先	(現住所) 柏市 柏5-10-1	(前住所) 千葉県千葉市中央区市場町1-1	(連絡先) 000-0000-0000	
認定証番号	平成31年1月1日現在の住所が現住所と異なる場合のみ記入(別途、税書類の提出が必要※幼稚園等、認定こども園のみ)	認定開始希望月(利用開始月)※原則1日～	令和2年 4月 1日～	
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 : 保護者の就労又は疾病等の理由により、認定こども園(1号)、幼稚園及び特別支援学校幼稚園において預かり保育を利用するに当たって、保育を必要とする事由に該当し、その認定を必要とする場合 <input type="radio"/> 無 : 認定こども園(1号)、幼稚園及び特別支援学校幼稚園の利用に際し、教育利用の希望で、保育の必要性の認定を必要としない場合⇒【新1号(教育利用)用】の申請書をお使いください。			

★平成31年1月1日時点で他市民
だった場合は、保護者の課税証明書
等の提出が必要となります。

【認定申請保護者の状況】

区分	フリガナ 氏名	生年月日(年齢) 日中の連絡先	保育を必要とする事由
父の状況	カシワ タロウ 柏 太郎	S H 61年 4月 2日(34)歳 000-0000-0000	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
母の状況	カシワ ハナコ 柏 花子	S H 63年 10月 2日(32)歳 111-1111-1111	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input checked="" type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()

保育を必要とする事
由については、保護
者全員が該当してい
なければなりません。

申請書のほかに、保
育の必要性を証明す
る書類の添付が必要
です。

【認定申請子どもの家庭の状況(保護者を除く世帯員(同居者も含む。))を全員記入してください。】

区分	フリガナ 氏名	申請子ども との続柄	生年月日	就労先名称、病名、 就園(学)先名称
※申請子ども以外で同一建物内に居住するかた全員	カシワ ミライ 柏 未来	姉	T・S ①・R 19・5・30	柏第●小学校
	カシワ ミライ 柏 二郎	兄	T・S ①・R 26・7・30	●●幼稚園
	カシワ ミライ 柏 太一郎	祖父	T ① H・R 33・1・1	株式会社●●
			T・S H・R . .	
			T・S H・R . .	

※上記の欄の他に必要な場合は、申立書へ記入してください。

※市記入欄(提出書類の確認)

	就労	妊娠・出産	疾病・障害	介護・看護	求職活動	就学	その他	税書類
父								
母								

市が記入しますので、
空欄のままとしてください。

よくある質問【認定・申請手続きについて】

- Q1 **仕事をしていないと「新2・3号認定」の申込みはできないのですか?**
- A1 申請時点で継続的に求職活動を行っている場合には、申込み可能です。求職活動中を事由として認定を受けた場合、**認定開始後90日以内に週16時間以上かつ月64時間以上の就労を開始し**、就労証明書を提出してください。これらの条件が満たせない場合は、認定期間が満了となり、無償化による給付の対象外となります。「現行の1号認定」及び「新1号認定」分は給付対象外です。
- Q2 **新2・3号での認定後に仕事を辞めた場合はどうなりますか?**
- A2 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、認定期間の満了となります。ただし、その後求職活動をされる場合は、最大90日間求職活動中として認定できます。また、世帯状況や就労状況等に変更が生じた場合は、2週間以内に変更申請をしてください。
- Q3 **認定のための書類に不備があった場合どうしたらよいですか?**
- A4 書類に不備がある場合、認定を受けることが出来ないため、預かり保育や認可外保育施設の利用に係る施設等利用給付を受けることができません(無償化の対象外)。書類に不備がある場合は、必ず提出期限までに利用する施設等へ提出してください。ただし、新制度未移行の幼稚園や特別支援学校幼稚園を利用されているかについては、「新1号」での認定とします。

※施設等利用給付に係る認定申請保護者及び子どもの氏名、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

	認定申請保護者・子どもの氏名	認定申請保護者・子どもの個人番号
父	柏 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
母	柏 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4
子ども	柏 一郎	3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5

極力、ご記入をお願いします。

●認定申請に関する重要事項です。必ずお読みいただき、ご理解いただきましたら、「はい」に○をつけてください。該当する事項全てに○がついていない場合、申請が完了しません。

【認定申請について】

1	認定に必要な書類が揃っていない場合、認定できません。認定できない場合、認定却下又は書類を確認できた次月以降の認定になります。また、申請受付後に、書類の不備等により、新たに必要な書類が判明する場合があります。不足書類がある場合は、必ず申込み締切日までに提出してください。なお、新2・3号での認定が不可の場合、幼稚園の満3歳児～5歳児クラスに在籍するかは、新1号で認定します。	はい
2	認定は1か月単位となります。月途中からの認定、変更はありません。	はい
3	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定の審査及び申請者や同居親族の住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。	はい
4	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。	はい
5	施設等利用費は、市が認めた場合、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。	はい
6	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。	はい
7	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	はい
8	申請後、申請書類(この用紙も含む。)の内容や家庭状況に変更が生じた場合は、速やかに利用中の施設(又は保育運営課)に申し出た上で、必要な手続きを行ってください。手続きを怠った場合、認定の要件を満たしていても、認定取消しとなる場合があります。	はい
9	<該当するかたのみ>下の子の育児休業中に、認可外保育施設や預かり保育等の保育サービスを利用を開始する場合、利用開始月中の復職及び復職証明書の提出が認定の条件となります。利用開始月中の復職及び復職証明書の提出がない場合は、認定を取り消します。	はい
10	<該当するかたのみ>出産により認定を受けることができる期間は限られており、認定の有効期間中に他の事由が発生する場合であっても、認定期間が満了となります。無償化による給付を希望する場合、保育を必要とする要件を満たした上で、再度申請を行ってください(認定開始希望月の前月中)。	はい
11	<該当するかたのみ>求職活動中の場合、認定期間は最大90日となり、90日以内に事由として認められ、労務を開始できなかった場合は、認定期間終了となります。ただし、継続的に求職活動を行っていると思われる場合は、90日に達していても認定の取消しとなります。	はい

必ず、内容を確認の上、「はい」に○を付けてください。

以上のことについて確認し、了承しました。(署名をお願いします。)

令和元年 11月30日 保護者(父)氏名 柏 太郎
保護者(母)氏名 柏 花子

必ず、保護者ご自身が署名してください。

複数のサービスを利用のかたは、該当サービスに○を付けてください。

【利用施設名等及び添付書類(必ず記入してください。)]

利用施設名又はサービス名	●●幼稚園	預かり保育/認可外/一時預かり/病児/ファミサポ
保護者提出書類	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書・自営業届 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書&時間割 <input type="checkbox"/> その他()
	母	<input type="checkbox"/> 就労証明書・自営業届 <input checked="" type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 <input type="checkbox"/> 在学証明書&時間割 <input type="checkbox"/> その他()
児童・保護者・同居世帯員が外国籍の場合	<input type="checkbox"/> 該当者全員の在留カードの写し(表裏両面) ※特別永住者証の写しも可	

添付した書類にチェックを入れてください。

【該当するかたのみ記入してください。】

母子・父子家庭の場合(又はそれに準ずる状況)	離婚・死別・未婚・行方不明 (別居かつ調停中)
	(H・R) 元年 6月 1日 ごろ(から)
生活保護の状況	※離婚・死別・未婚の場合、認定申請子どもの親権が記載された戸籍謄本を提出してください。 ※別居及び調停中に該当する場合、必要書類について保育運営課へお問い合わせください。
	H・R 年 月 日 保護開始

証明書等の取得について、別途費用が必要となる場合があります。

よくある質問【市内外をまたがる申請】

Q4	現在、柏市民として柏市内の施設を利用していますが、今後、柏市外の施設の利用を希望します。どのような手続きが必要でしょうか？(住民票の異動なし)
A4	既に柏市による施設等利用給付認定(新1~3号認定)を受けている場合は、新たに申請を行う必要はありません。
Q5	現在、柏市内に住んでいますが、近いうちに柏市外に引越し予定です。どのような手続きが必要でしょうか？(住民票の異動を伴うもの)
A5	これまでの手続きと同様、利用する施設に、居住する市区町村が用意する申請書類を提出してください(柏市様式では受付不可となる場合があります。) また、各市区町村毎に設定されている申込み締切日や必要な手続きが異なる場合があります。そのため、事前に利用する施設のある市区町村へ締切日や必要な書類等をご確認ください。